

京都市訓令甲第12号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項第15号中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表担当区長の項第17号中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表福祉部長の項第12号中「徴収」を「賦課徴収」に改める。

別表保険年金課長の項に次の1号を加える。

- (6) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。

別表京北出張所次長の項に次の1号を加える。

- (40) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)